

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2～R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値			
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)			
【新】評価基準 A：新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B：前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C：達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)			
1	民間事業者との協働事業による消費者教育の充実	1	行政が、市内で活動する事業者と連携し、事業者の特性を生かしながら、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。	地域経済振興課	R2	高齢者福祉の観点から、関連する事業者へ消費生活トラブルをはじめとした消費生活に関する情報提供や、出前講座の実施を行う。 高齢者生活支援センター(4か所)、居宅介護支援事業所(30か所)に消費者トラブル情報チラシを月1回程度配布。高齢者生活支援センターと連携し、高齢者向け出前講座を実施した。 東山手高齢者生活支援センター-依頼開催5回①11/5(7名)②11/11AM(5名)③11/11PM(7名)④11/17(13名)⑤11/27(4名)	B	B	高齢者が使いやすい消費者トラブル情報を定期的に情報提供することができた。	引き続き高齢者が使いやすい消費者トラブル情報を定期的に情報提供し、出前講座を実施する。	意見No. 協議会からの意見・助言 【全体を通しての意見】 ・D評価については、適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので、最終年度の評価対象が良いと思う。実施事項に付いては繰り延べ実施を提案する。 ・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば、目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。 ・コロナ禍において、借金が増えた人、収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く、消費者ががしこくなる必要性を感じる。 ・小中学校、高等学校でもSDGsを教えていくので、要素としては取り入れていると思うが、大きな流れとして計画の前文などに入れてもいいのではないか。
			R3	高齢者福祉の観点から、関連する事業者へ消費生活トラブルをはじめとした消費生活に関する情報提供や、出前講座の実施を行う。							
			R2	地域の見守りを担う事業者等と連携し、消費生活トラブルをはじめとした消費生活に関する情報の提供や情報交換等を行う。	B	B	高齢者生活支援センターと連携し、情報交換することができた。	引き続き高齢者生活支援センターと連携し、消費者トラブル情報の提供や情報交換する。			
			R3	地域の見守りを担う事業者等と連携し、消費生活トラブルをはじめとした消費生活に関する情報の提供や情報交換等を行う。							
			R2	各種イベントで消費生活トラブルの啓発を行う。(再掲①1-2)(再掲①1-9)	地域経済振興課	1	例年行っていた福祉フェアや子どもフェスティバルなどのイベントが中止となり、啓発活動ができなかった。	D	D	新型コロナウイルス感染症拡大によるイベントの開催方法に応じて啓発手法を検討し、啓発を行う。	③ ・コロナ収束後は芦屋市消費者協会も積極的にイベントに参加啓発活動ができる。
			R3	各種イベントで消費生活トラブルの啓発を行う。(再掲①1-2)(再掲①1-9)							

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2~R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値						
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)						
【新】評価基準 A：新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B：前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C：達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)						
2	消費生活行政との接点が少ない就労者などに対する身近な機関からの情報提供や啓発の充実	2	消費生活行政との接点が少ない消費者が、消費生活の知識を身につける機会が充実する。	地域経済振興課	R2	2	外国語で消費生活トラブル事例などを紹介する。	4か国語(日・英・中・韓)併記の消費生活トラブル情報リーフレットを潮戸屋交流センターに配架 外国人向け安全安心ガイドブック(建設総務課発行)に悪質商法と相談先の消費生活センターを掲載。	A	A	他課発行のリーフレットにおいても啓発することができた。	引き続き啓発チラシを配架する。 SNS等を利用して消費者トラブル情報を提供する。	④	高く評価する。
				地域経済振興課	R3	2	外国語で消費生活トラブル事例などを紹介する。							
				地域経済振興課	R2	3	マンションの掲示板などに啓発チラシを掲示する。(再掲①1-14)	広報掲示板に消費生活セミナー開催案内を提示した。2回(10月, 11月) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(3月)	B	B	市内約30か所の広報掲示板に消費生活セミナー案内チラシを掲示。 マンションの掲示板での啓発よりも効果的があると考えた消費生活センター新聞を全戸配布し、外出困難な方にも情報提供を行った。	引き続き広報掲示板を利用してのセミナー案内周知、マンションの掲示板での情報提供より効果があると考えた全戸配布の消費生活センター新聞での情報提供へ切り替える。	⑤	・情報提供の方法について前向きに模索する、市民の安全を守るために知らせようという姿勢に好感を持った。
				地域経済振興課	R3	3	啓発チラシの掲示など広く周知できる手段により啓発を行う。(再掲①1-14)							
				地域経済振興課	R2	4	消費者にとって身近な地域団体である自治会などへ情報提供を行う。	新型コロナウイルスに便乗した給付金詐欺の注意喚起チラシを自治会長あてに郵送した。(4月) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(3月)	A	B	新型コロナ関連の消費者トラブル情報について注意喚起することができた。	自治会への情報提供より効果があると考えた全戸配布の消費生活センター新聞での情報提供に切り替える。	⑥	
				地域経済振興課	R3	4	消費者啓発資料等の各戸配布により情報提供を行う。							

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。

協議会からの意見・助言

【全体を通しての意見】  
・D評価については、適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので、最終年度の評価対象が良いと思う。実施事項については繰り延べ実施を提案する。  
・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば、目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。  
・コロナ禍において、借金が増えた人、収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く、消費者ががしこくなる必要性を感じる。  
・小中学校、高等学校でもSDGsを教えていくので、要素としては取り入れていると思うが、大きな流れとして計画の前文などに入れてもいいのではないか。

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2~R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値			
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)			
【新】評価基準 A:新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B:前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C:達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D:新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)			
施策の方向性	達成目標	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数, 参加人数進捗を表す指標など)	イ 年度 評価 協 議 会 担 当 課	ウ 年度 評価 の 理 由	エ 年度 評価 の 理 由	イ 年度 評価 の 理 由	意見No.	協議会からの意見・助言
3	1	地域福祉課	R2	権利擁護支援者への勉強会を行う。	権利擁護支援者養成研修等の開催ができなかった。高齢者生活支援センター連絡会等の情報共有の場の活用や個別のケース支援のなかで、消費者トラブルなどについて知識を深めた。	D	B	予定していた取組内容が未実施であるため	研修機会の確保等により、対象者が、消費者トラブルを避けることができるよう、継続して消費生活の知識を支援者に啓発していく。	⑦	・地域経済振興課が意見No.1No.2の取組実績に対してB評価。市役所各課が連携して取り組みればD評価→B評価にアップできる。  ・D評価については、適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので、最終年度の評価対象で良いと思う。実施事項については繰り延べ実施を提案する。 ・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば、目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。 ・コロナ禍において、借金が増えた人、収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く、消費者ががしこくなる必要性を感じる。 ・小中学校、高等学校でもSDGsを教えていくので、要素としては取り入れていると思うが、大きな流れとして計画の前文などに入れてもいいのではないかと。
			R3	権利擁護支援者への勉強会を行う。							
		地域福祉課	R2	民生委員・児童委員へ最新情報を提供する。	研修等の開催はできなかったが、兵庫県立消費生活総合センターからの消費生活トラブルに関するチラシを8月定例会にて配布した。	D	B	研修等の開催ができなかったため	研修機会の確保等により、対象者が、消費者トラブルを避けることができるよう、継続して消費生活の知識を支援者に啓発していく。	⑧	
			R3	民生委員・児童委員へ最新情報を提供する。							
	2	高齢介護課	R2	高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。(再掲①4-4)	各高齢者生活支援センターへ月1回程度、高齢者への特殊詐欺等、流行の事例について情報提供。高齢者生活支援センター発行の情報誌に消費生活トラブルの注意喚起などを記載。	B	B	高齢者生活支援センター内において、事例情報が共有され、利用者に適切に情報提供されている。	高齢者への特殊詐欺等、流行の事例について情報提供・交換を行う。	⑨	
			R3	高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。(再掲①4-4)							
		地域経済振興課	R2	障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。(再掲①3-5)	相談者が障がいを持つ場合には状況に応じて事業所の相談員と情報交換した。	B	B	相談者の障がいの程度や個々の状況に応じて情報交換した。	引き続き個別に対応していく。	⑩	
			R3	障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。(再掲①3-5)							
	行政が専門相談・支援機関等と相互に連携し、多角的な視点から支援を行う。										

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。

＜資料2＞第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2～R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値	
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)	
【新】評価基準 A：新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B：前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C：達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)	
施策の方向性	達成目標	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数、参加人数進捗を表す指標など)	イ 年度 評価 協 議 会 担 当 課	ウ 年度 評価 の 理 由	エ 年度 評価 の 理 由	イ 意見No.
		障がい福祉課	R2	障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。(再掲①3-5)	個別の関わりの中で、消費者トラブルに巻き込まれていることが判明した場合に、関係機関に相談し、対応した。	B	B	消費者トラブルについて聞き取ることができた。	個別の関わりの中でも消費生活トラブルへのアンテナを張りつつ、被害の防止に向けた啓発を行う。
			R3	障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。(再掲①3-5)					⑪
		建設総務課	R2	高齢者などに向けての研修を開催する。(再掲①4-5)	未開催	D	D	新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者向けの事業を開催できなかった。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、開催を目指す。
			1						⑫
			R3	高齢者などに向けての研修を開催する。(再掲①4-5)					
		建設総務課	R2	高齢者などに向けての講演会を開催する。(再掲①4-6)	未開催	D	D	新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者向けの事業を開催できなかった。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、開催を目指す。
			2						⑬
			R3	高齢者などに向けての講演会を開催する。(再掲①4-6)					
4	地域の各団体との連携及び協働事業の展開	1	行政が、市内で活動する地域団体と連携し、各団体の特性を生かしながら、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。	R2	市内で活動する団体へ、見守りの観点等から消費生活トラブル等について、情報交換、情報提供する。	A	A	芦屋市消費者協会と随時情報交換、情報提供を行った。	引き続き芦屋市消費者協会と随時情報交換、情報提供を行う。
		地域経済振興課	3		令和2年度から再始動した芦屋市消費者協会が消費者トラブルで困っている方に消費生活センターを案内するなど、随時情報交換、情報提供を行った。				⑭
			R3	市内で活動する団体へ、見守りの観点等から消費生活トラブル等について、情報交換、情報提供する。					

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。

協議会からの意見・助言

【全体を通しての意見】

- ・D評価については、適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので、最終年度の評価対象が良いと思う。実施事項に付いては繰り延べ実施を提案する。
- ・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば、目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。
- ・コロナ禍において、借金が増えた人、収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く、消費者ががしこくなる必要性を感じる。
- ・小中学校、高等学校でもSDGsを教えていくので、要素としては取り入れていると思うが、大きな流れとして計画の前文などに入れてもいいのではないか。

⑪

・他の取組実績は実施日や参加者数など具体的なものを表記しているが、ここだけは具体性がないように思える。件数や被害内容などがあるとわかりやすい。

⑫

⑬

・コロナ収束後、建設総務課・地域経済振興課・高齢者支援センター・芦屋市消費者協会と合同会議をして情報交換をする。横のつながり、連携が必要である。

⑭

・コロナ収束後、建設総務課・地域経済振興課・高齢者支援センター・芦屋市消費者協会と合同会議をして情報交換をする。横のつながり、連携が必要である。

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2～R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値		
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)		
【新】評価基準 A：新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B：前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C：達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)		
施策の方向性	達成目標	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数, 参加人数進捗を表す指標など)	イ 年度 評価 協議 会 R3.3. 8時点	ウ 年度 評価 の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)	意見No.	協議会からの意見・助言
		高齢介護課	R2 4 R3	シルバー人材センターへ最新情報を提供する。	月1回程度, 流行の事例について情報提供できたため。	B	B 事例情報が共有され, 利用者 に適切に情報提供されている。	高齢者への特殊詐欺等, 流行の事例について 情報提供・交換を行う。	15	協議会からの意見・助言 【全体を通しての意見】 ・D評価については, 適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので, 最終年度 の評価対象が良いと思う。実施事項については繰り延べ実施を提案する。 ・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば, 目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。 ・コロナ禍において, 借金が増えた人, 収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く, 消費者 がしこくなる必要性を感じる。 ・小中学校, 高等学校でもSDGsを教えていくので, 要素としては取り入れていると思うが, 大きな流れとして計画の前文 などに入れてもいいのではないか。
		高齢介護課	R2 5 R3	高齢者団体へ消費生活トラブル情報を提供したり, 高齢者関連イベントなどで, 消費生活トラブル等の啓発を行う。(再掲①4-3)	高齢者生活支援センターを通じて, 民生・児童委員, 福祉推進員, 市民向け等に出席講座を開催した。	B	B 高齢者生活支援センターから情報 提供や相談があり, 情報交換が きている。	高齢者への特殊詐欺等, 流行の事例について 情報提供・交換を行う。	16	協議会からの意見・助言 ・「流行の事例」がわかりにくい。詐欺被害の「流行の事例」のことか?
		高齢介護課	R2 6 R3	サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。(再掲①4-7)	介護サービス調整会議や施設の運営推進会議等において, 特殊詐欺や消費生活トラブルの相談窓口などを案内していたが, 新型コロナウイルス感染症の影響で会議を開催できなかった。新型コロナウイルス感染症への対応に関してマスク詐欺・特例給付金詐欺についての注意喚起をメールにて周知した。	B	B 新型コロナウイルス感染症に関 した特殊詐欺等の周知は行えた が, 会議が開催できなかったため, 全体としての全般的な消費生活 トラブル等の情報共有に至らな かった。	会議が開催できない場合の書面の配布以外の 情報提供について検討する。	17	協議会からの意見・助言 ・「流行の事例」がわかりにくい。詐欺被害の「流行の事例」のことか?
1	行政が, 市内で活動する地域団体と連携し, 各団体の特性を生かしながら, 消費生活トラブルの未然防止 目標									

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2～R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値			
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)			
【新】評価基準											
A:新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組)											
B:前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)			
C:達成できなかった。前年度に比べ後退した。											
D:新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。								今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。			
施策の方向性	達成目標	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数, 参加人数進捗を表す指標など)	イ 年度 評価 協 議会 担 当 課	ウ 年度評価 の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)	意見No.	協議会からの意見・助言	
4	地域各団体との連携及び協働事業の展開	障がい福祉課	R2	サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。(再掲①3-6)	相談先の周知や、障がい福祉サービスを利用している人で、消費者トラブルにあっていられると思われる人について関係機関と連携し、対応した。	B	B	相談先の周知や、障がい福祉サービスを利用している人で、消費者トラブルにあっていられる人について関係機関と連携し、対応した。	18	協議会からの意見・助言 【全体を通しての意見】 ・D評価については、適正処置にての開催中止等で評価不能とした。実施できない事業に評価はできないので、最終年度の評価対象が良いと思う。実施事項については繰り延べ実施を提案する。 ・消費者トラブルの実態(内容・年齢層)等の資料があれば、目標設定(重要)がしやすいのではと感じる。 ・コロナ禍において、借金が増えた人、収入が戻らない人など様々な苦しさがある中で新たな詐欺の被害も多く、消費者ががしこくなる必要性を感じる。 ・小中学校、高等学校でもSDGsを教えていくので、要素としては取り入れていると思うが、大きな流れとして計画の前文などに入れてもいいのではないか。	
			R3	サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。(再掲①3-6)							
		地域経済振興課	R2	サービス事業者等と連携し、障がいのある就労者等へ、相談窓口の周知や消費生活トラブルになりやすい事例などを情報提供する。(再掲①3-4)	出前講座未実施	D	D	新型コロナウイルス感染症拡大のため	相談支援事業所へ消費生活トラブル情報チラシを配布し、出前講座についても周知する。		19
			R3	サービス事業者等と連携し、障がいのある就労者等へ、相談窓口の周知や消費生活トラブルになりやすい事例などを情報提供する。(再掲①3-4)							
	2	身近な情報として、消費者が消費生活情報に触れる機会が増え、消費への関心が深まる。	地域経済振興課	R2	身近な情報として活用してもらえるよう、市内で活動する団体へ、消費生活情報の提供や出前講座を実施する。	自治会や高齢者生活支援センターからの申請で、出前講座を実施した。6回①11/5(7名)②11/11AM(5名)③11/11PM(7名)④11/16(17名)⑤11/17(13名)⑥11/27(4名)	B	B	コロナ禍の中、消費者トラブル情報を提供することができた。	20	
				R3	身近な情報として活用してもらえるよう、市内で活動する団体へ、消費生活情報の提供や出前講座を実施する。						
	5	消費者団体強化支援	地域経済振興課	R2	消費者団体と連携し、消費生活トラブルの啓発等を行う。	芦屋市消費者協会会員が広報チャンネルに出演して消費者トラブル事例を紹介し、啓発活動を行う。(3月)	A	A	メディアを通じて広く市民に消費者啓発を行った。	21	
				R3	消費者団体と連携し、消費生活トラブルの啓発等を行う。						

<資料2> 第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2～R4取組状況確認シート②

計画の目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し豊かで安全な消費者市民社会を実現する		指標				現況値															
基本施策②		参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上		周りの人が消費生活トラブルにあわないために、特に何もしていない人の割合				45.7%(令和元年6月)															
【新】評価基準 A：新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った。(プラス取組) B：前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが、代替の取組を行った。 C：達成できなかった。前年度に比べ後退した。 D：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかった。		※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) ↓ 基本施策① 施策の方向性1-取組内容2		消費生活サポーターの登録者数				24人(平成30年度) 30人(令和元年度) 38人(令和2年度)															
施策の方向性		達成目標		担当課		取組年度		取組内容		ア 取組実績 (実施回数, 参加人数進捗を表す指標など)		イ 年度 評価 協 議 会 R3.3. 8時点		ウ 年度評価 の理由		エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)		意見No.		協議会からの意見・助言			
6		消費生活サポーター制度の推進		地域経済振興課		R2		消費生活サポーターが地域の安全・安心な消費生活を支え、地域の消費者力向上にむけて、主体的に活動する。		消費生活サポーターを育成する。		B		B		コロナ禍の中、講座を開催することができ、受講者全員がサポーター登録した。		消費生活サポーター養成講座を開催し、地域の見守り活動ができるよう働きかける。		22		・消費生活サポーターに芦屋市消費者協会へ入会してもらう。	
						R3		消費生活サポーターを育成する。															
		消費生活サポーターが地域の安全・安心な消費生活を支え、地域の消費者力向上にむけて、消費生活センターと相互に連携する。		地域経済振興課		R2		消費生活サポーターの活動を支援する。		1期～3期サポーター登録者に消費生活セミナーやサポーター養成講座の案内を送付した。		B		B		サポーター登録者がフォローアップのために消費生活セミナーやサポーター講座を受講できた。		引き続きセミナーや講座案内を周知し、サポーターの活動を支援する。		23		・芦屋市消費者協会で活動する。	
						R3		消費生活サポーターの活動を支援する。															

今回委員からご意見・指摘をいただいているのは令和3年度の箇所です。